

最終報告書素案 7月13日版(第1～第3)についての修文提案  
付、根拠となる議事資料

平成16年7月12日 島園進・鷲田清一

(1) 第2.3.(1)アの末尾は変更が合意されている。(第37回議事録・資料 )  
「容認し得る」 「容認し得る場合がある」

(2) 第2.2.(3)イと第2.3.(1)は生殖補助医療に関わる受精胚の作成の場合と、難病治療に関わる人クローン胚の場合とで、次元が異なるので、表現を調整する必要がある。(第37回議事録・資料 )

第2.2.(3)イ 「しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものである。このため、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請に応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、一定の条件をみたます場合には、たとえば、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないと考えられる。」

修正案 「しかし、人の健康と福祉に関する幸福追求の要請も、基本的人権に基づくものである。このため、生殖補助医療のような、「子どもを生みたい」という人としてのやむにやまれぬ願いに応えるためのヒト受精胚の取扱いについては、一定の条件をみたます場合には、たとえば、ヒト受精胚を損なう取扱いであるとしても、例外的に認めざるを得ないと考えられる。」

第3.3.(1) 「したがって、人クローン胚の研究目的での作成・利用については、原則認められないが、人々の生命・健康の維持や幸福追求という基本的人権に基づく要請に応えるための研究における作成・利用は、そのような期待が十分な科学的合理性に基づくものであり、かつ社会的に妥当であること等を条件に、例外的に認められ得る。」

修正案 「したがって、人クローン胚の研究目的での作成・利用については、原則認められないが、難病治療のような、「よき生存」への人としてのぎりぎりの願いに応えるための研究における作成・利用は、そのような期待が十分な科学的合理性に基づくものであり、かつ社会的に妥当であること等を条件に、例外的に認められ得る。」

(3) 第3.3.(2).イのパブリックコメントに関する言及は適当ではないとの発言があり、修正が求められている。(第37回議事録・資料 )

「これに対し、人クローン胚の研究について、臨床応用を含まない、難病等に関する医療のための基礎的な研究に限って扉を開き、必要な規制を整備するとともに、社会的影響の問題を考慮して慎重かつ段階的に研究を進めることとすれば、患者のより早期の救済への期待に応えつつ、人クローン胚の作成・利用に対する社会の懸念にも応え得る。~~中間報告書に対するパブリックコメントの結果等も踏まえれば、~~このような社会選択には、十分な社会的妥当性が認められると考える。」

修正案 「これに対し、人クローン胚の研究について、臨床応用を含まない、難病等に関する医療のための基礎的な研究に限って扉を開き、必要な規制を整備するとともに、社会的影響の問題を考慮して慎重かつ段階的に研究を進めることとすれば、患者のより早期の救済への期待に応えつつ、人クローン胚の作成・利用に対する社会の懸念にも応えることができ、このような社会選択には、十分な社会的妥当性が認められると考える。」

\*\*\*\*\*  
(資料)以上の修正の根拠となる議事記載箇所(第37回生命倫理専門調査会議事録)

(島菌委員)今のアのところですが、したがってその最後、これは先ほど申し上げるべきだったかもしれませんが、「このため、生殖補助医療研究のためのヒト受精胚の作成・利用は容認し得る」と結んであります。アのところですね。これは前回に石井委員が言われたことですが、し得る場合があるということをおっしゃったので、こういうふうにしますと産婦人科学会の会告でかなり広く認められていて、原則をやや逸脱するところがあった、そのことを事後的には認めるような雰囲気になりかねないので、「し得る場合がある」というふうにすべきではないかと思います。

(薬師寺会長)この点はいかがでしょうか。

よろしいですか。

またもとに戻って構いませんけれども、本日は7ページ以降につきましてもぜひ、それから制度のところも両方ご議論をしていただきたいと思っておりますけれども、なかなか難しい3章でございます。それと、制度の問題に関しましてはできる限り入れ込んだ努力はいたしますけれども、まだまだ至らない点があるかと思っております。いかがでしょうか。

(鷲田委員)9ページから10ページにかけてのいわゆる今回の人クローンの取扱いについての一の会長の言葉では、社会選択の根拠になるところの論理についてなのですが、まずきょうの7月7日版、七夕版ですが、これの3の(1)の基本的な考え方のところの3行目から4行目にかけて、人の生命、健康の維持や幸福追求という基本的人権に基づく要請にこたえるための研究云々ということがあって、それは十分な科学的合理性に基づくもので、かつ社会的に妥当であるということを条件に例外的に認められるんだという大きい趣旨がここで表明されております。

実際に、この5ページの一番下のところから例外的容認の条件、社会的妥当性云々、科学的合理性云々というのは今の時点でどう考えるかとして、ア、科学的合理性、それからイ、社会的妥当性というのが今の判断が出ているわけです。この社会的妥当性等のところ事例として挙げられているのが今治療法の存在しないような、そういう難病からの救済への取り組みという例が挙げられているわけです。

としますと、要するに人の生命、健康の維持や幸福追求という要請というのは非常に大きなもので、単に難病からの救済のこと以外のものもいっぱい含みうる大きな要請でございます。実際に、今この例外的な容認をするためには物すごく部分的な例が挙げられているわけです。こういう限定はわかるのですが、これは裏返して考えると、難病以外のものも将来的に幸福追求の要請にこたえるものだというふうに逆に広がっていく論理になっていると思っております。

(薬師寺会長) どういうふうに先生、私もちょっとここは今、先生に言われてなるほどなというふうに思っているのですけれども。

(鷺田委員) だから、前者の方の基本的な人権に基づく要請の内容が広過ぎるように、つまりこれは例外的に容認するというのは要するに人の尊厳を犯されているというか、非常にダメージを与えられているような、そういう生活から人を救済するというようなぎりぎりの状況というのがこの例に社会的妥当性の根拠になっているわけですから、まずそういう単なる漠然とした幸福追求ではなくて、これは例えばもっと賢くなりたいとか、そんなことまで含まれるわけですから、そうじゃない、やはり限定が必要であると思います。

それから、もう1点同じ問題なんですけど、社会的妥当性等の最後のところで、結論が「このような社会選択には、十分な社会的妥当性が認められると考える」の前に「中間報告書に対するパブリックコメントの結果等も踏まえれば」ということがあるんですが、これはこの報告書の中で具体的に記載されていないのでわからない。そして、またパブリックコメントの評価については相当に議論があらうかと思えます。実際、私たちの審議の議事録というのは多くの方が読まれていて、そしてそういう議論を十分に踏まえて、非常に精密に、そして詳しくコメントをつけていらっしゃる方もいれば、数は多いけれども本当に数行、一、二行のコメントもあるわけで、単純にこれは数では決められないことだと思えますし、とりあえずここはまだコメントの本当の意味での評価はできていないので、削除すべきだと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

先生は副学長でお忙しいと思いますが、何かメモみたいなのをいただくと、私ども中に入れ込むことができるんですけれども、ありがとうございました。

(南委員) 鷺田先生のおっしゃったまさに幸福追求のところも全く私も鷺田先生と同じご意見で、幸福追求というとそれぞれが本当に別々のものになりますから、それこそさっきおっしゃったような頭がよくなりたいとか、そういうことも……。

(薬師寺会長) これは前の文章をそのまま持って行って。

(南委員) ちょっとその辺の広くくくるのか、狭くするのかということところはちょっと議論が必要だと思います。

(薬師寺会長) わかりました。

(石井委員) 今の点でも私はしつこくてすみませんが、鷺田先生の考え方を支持したいと思うんですね。

9ページのところには、ある意味で4ページをすごく簡略化して書いてあるために、原則だめだけれども、認められるよということの方が読めてしまうのです、この書き方ですと。原則だめだということを書きたくて書いていただく必要があるということと、同じ幸福追求でもヒト受精卵の場合には生殖補助医療というものがあるので、幸福追求という形で広く考える必要があると思うんですけれども、クローン胚の場合にはそういう要素が入らないので、かなり限定的になるということは区別できるものであると思いますということなんです。

(薬師寺会長) ありがとうございました。